

# 消費税法改正のお知らせ

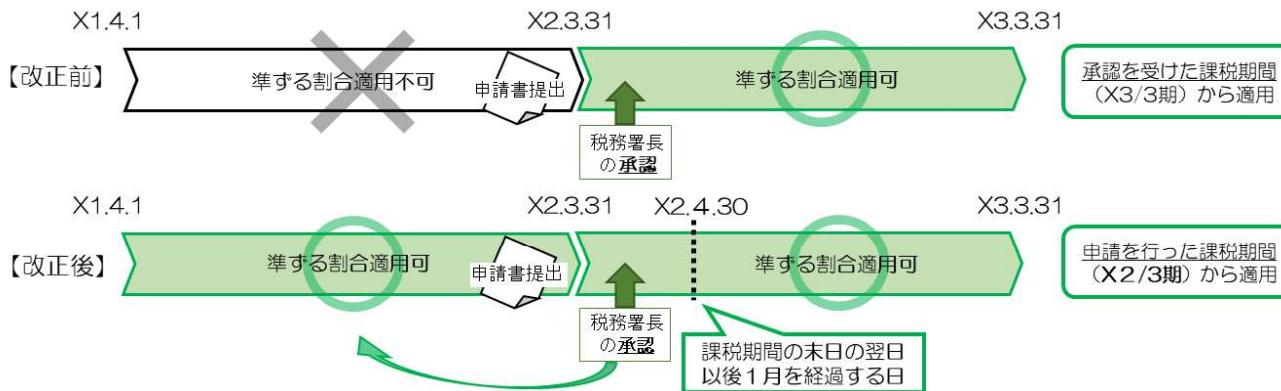
令和3年4月  
国 税 厅

令和3年4月に消費税法等の一部が改正されました。主な改正内容は次のとおりです。

## I. 課税売上割合に準ずる割合の適用開始時期の見直し

仕入控除税額の計算について、課税売上割合に準ずる割合の適用を受ける場合、税務署長の承認を受けた日の属する課税期間から適用することとされていますが、適用を受けようとする課税期間の末日までに承認申請書を提出し、同日の翌日から同日以後1月を経過する日までの間に税務署長の承認を受けた場合、当該承認申請書を提出した日の属する課税期間から適用することとされました。

### ○適用関係の具体例（3月決算法人の場合）



(注) 適用を受けようとする課税期間の末日までに承認申請書を提出し、同日までに税務署長の承認を受けた場合は、これまでどおり当該承認を受けた日の属する課税期間から適用されます。

※ 承認審査には一定の期間を要しますので、時間的余裕をもって承認申請書を提出してください。

【適用開始時期】 令和3年4月1日以後に終了する課税期間から適用されます。

## II. 郵便物として輸出した場合の輸出証明書類の見直し

資産を郵便物として輸出する場合（当該資産の価額（※）が20万円以下の場合に限ります。）に、輸出免税の適用を受けるために保存すべき輸出の事実を証明する書類等について、次のとおり見直しが行われました。

※ この価額とは、FOB価格であり、原則として、当該郵便物の現実の決済金額（例えば、輸出物品の販売金額）となります。

### 改 正 前

- ① 以下の事項を記載した「帳簿」
  - イ 輸出の年月日
  - 品名並びに品名ごとの数量及び価額
  - ハ 受取人の氏名若しくは名称及び住所等  
又は
- ② 郵便物の受取人から交付を受けた「物品受領書」その他の書類で以下の事項が記載されたもの
  - イ 輸出した事業者の氏名若しくは名称及び住所等
  - 上記①の□及びハ
  - ハ 郵便物受取の年月日

### 改 正 後

- ① 小包郵便物又はEMS郵便物
  - (1) 日本郵便株式会社から交付を受けた当該郵便物の引受けを証する書類  
及び
  - (2) 発送伝票等の控え（以下の事項が記載されたもの）
    - イ 輸出した事業者の氏名又は名称及び住所等
    - 品名並びに品名ごとの数量及び価額
    - ハ 受取人の氏名又は名称及び住所等
    - ニ 日本郵便株式会社による引受けの年月日
- ② 通常郵便物  
日本郵便株式会社から交付を受けた当該郵便物の引受けを証する書類（品名並びに品名ごとの数量及び価額を追記したもの）

【適用開始時期】 令和3年10月1日以後に行われる資産の譲渡等から適用されます。